

Title	日米裁判管轄法理の比較枠組み
Author(s)	野村, 美明
Citation	阪大法学. 2002, 52(3,4), p. 99-121
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/54946
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

日米裁判管轄法理の比較枠組み

野村 美 明

一 はじめに

アメリカ合衆国⁽¹⁾の州裁判管轄法理⁽²⁾に対しては、日本の学説・実務において二つの対応が見られる。ひとつは、州裁判管轄が州と関係の薄い外国企業にまで広く及ぼされるといふ指摘である。これは、米国の裁判管轄は日本のそれと比較して過剰だといふ主張につながる傾向がある。ふたつ目は、両国の裁判管轄法理を比較して、双方の相違を強調する方向である。後者は、日本の裁判管轄法理は大陸法の裁判管轄法に近く、米国の裁判管轄法理は大陸法的な裁判管轄法とは異なるという指摘につながりやすい。

第一の対応は、二つ目の対応とセットになって、日本の裁判管轄法は大陸法的であり、明確で形式的な管轄原因に基づいており、これに対して米国の裁判管轄法理は柔軟で実質的な管轄原因を基礎とするという見方になる。このような見方は、最近の日本における国際裁判管轄に関する特段の事情理論の発展にともない⁽³⁾、修正されつつある。すなわち、特段の事情理論を採用した裁判管轄法理は、管轄原因が国内にあるにもかかわらず、特段の事情が認められれば、日本の国際裁判管轄を否定する点で、大陸法の裁判管轄法よりも、むしろ英米のフォーラム・ノン・コ

ンヴィニエンス法理に近くなったと見るのである。

筆者は、米国の裁判管轄理論に関する内在的な分析を通じて、日米の裁判管轄法が類似の理論構造を有していると考えに至った。⁽⁴⁾この点で、フォーラム・ノン・コンヴィニエンス法理との近似を説く見方に賛成である。反対に、相違点を強調して研究および実務上の注意を促す方法に、ともすれば単純化の傾向が見られることに懸念を抱いてきた。⁽⁵⁾しかし、一般理論における類似点があったとしても、両国の裁判管轄法には従来から指摘されてきた相違が存在する。そこで本稿では、従来の日米比較の試みにみられる相違点と類似点の指摘に学びつつ、日米の裁判管轄法に見られる類似点の範囲と限界を明らかにしたい。

以下では、アメリカ法の内在的分析に基づき、日米の管轄法理の機能的比較を行なう。とはいっても、本稿が目指すのは裁判管轄の基本的構造あるいは一般理論の比較であり、個別的管轄ルールの比較ではない。個別の裁判管轄ルールの比較は、別の機会に譲らざるを得ない。論述は、二で大きな枠組みとしての裁判権と裁判管轄という概念を比較し、三では州法の定める管轄原因と合衆国最高裁判例法理の関係および一般管轄と特別管轄の概念を明らかにし、四では合衆国の州の裁判管轄と合衆国自体の裁判管轄はどう違うか、さらに五ではどのような事件で裁判管轄法理が問題となるかを検討し、最後に六で日米裁判管轄法理の類似点をまとめるといふ順序で行なう。

二 裁判権と裁判管轄

合衆国の州裁判所は、被告に対して、合衆国憲法（修正一四条のデュー・プロセス条項）に合致するように、裁判権（jurisdiction）を行使しなければならない。合衆国最高裁判所は、州の裁判権行使が合衆国憲法に合致するかどうかを審査する機能を有する。したがって、この分野における合衆国最高裁判所の判例は、州の裁判権行使の外

枠を画することになる。後述の日本法との比較で明らかになるように、このことを日本法の用語で表現すれば、連邦最高裁の判例は、州の裁判権行使の限界を定めたもの、すなわち州際裁判管轄を決定するものといえる。

米国においては、州際的な事件においても国際的な事件においても、州の裁判管轄ルールの基本的枠組みは同じである。ただ、個別的な理論のレベルでは、国際的事案で、連邦の裁判管轄を規定した明示の規定がない場合に、ナショナル・コンタクツ (national contacts) 理論を採用すべきかどうかという議論があった。⁽⁷⁾ しかし、基本的には州際事件における州裁判管轄は、国際裁判管轄ルールと同視してもよい。合衆国対外関係法第三リステイトメント第四二一条も、このことを示している。⁽⁸⁾

裁判権と国際裁判管轄との関係について、日本における有力説はつぎのように説明する。国際裁判管轄とは、各国がどのような民事事件にその裁判権を行使できるかの問題であり、日本法上、裁判権行使の限界についての直接の規定はないので、「土地管轄 (裁判籍) に関する規定から逆に推知する外はない」(逆推知説)⁽⁹⁾。日本の土地管轄の総和が裁判権行使の限界であり、日本に裁判籍が認められれば、日本に国際裁判管轄があると考えるのがこの説の特徴である。このような裁判権と国際裁判管轄との区別は、⁽¹⁰⁾ 特段の事情論を採用した日本の最高裁判例によっても、つぎのように基本的に維持されている。

最高裁によれば、「我が国の民法の規定する裁判籍のいずれかが我が国内にあるときは、原則として、我が国の裁判所に提起された訴訟事件につき、被告を我が国の裁判権に服させるのが相当であるが、我が国で裁判を行うことが当事者間の公平、裁判の適正・迅速を期するという理念に反する特段の事情があると認められる場合には、我が国の国際裁判管轄を否定すべきである。」⁽¹¹⁾

以上のように、米国では裁判権 (jurisdiction) という概念はあるが、裁判管轄という概念はない。しかし、合衆

国最高裁の判例は、州の裁判権行使の限界を画するものとして、日本の国際裁判管轄ルールに該当する。より具体的には、合衆国最高裁の判例法は、外国を含む「州外の被告を州の裁判権に服させるのが相当かどうか」、すなわち州の対人管轄権 (personal jurisdiction) の問題を最終的に決定するものであるから、日本の国際裁判管轄ルールと同等の機能を果たすものといえる。それでは、米国の裁判管轄法はどのような構造を有しているのだろうか。

三 米国の州裁判管轄ルールと連邦最高裁の判例理論

1 州のロング・アーム法と連邦最高裁の判例理論

米国の州の裁判管轄ルールは、第一に州の裁判管轄に関する判例法および制定法（この種の制定法は一般に「ロング・アーム法」と呼ばれる）と第二に連邦憲法修正一四条のデュー・プロセス条項に関する連邦最高裁判例という、二つのレベルから成り立っている。⁽¹²⁾ 州の裁判管轄ルールは、原則的に連邦の裁判所も拘束する。⁽¹³⁾

州のロング・アーム法には、①管轄の基礎となる個別の行為を列挙するものと、⁽¹⁴⁾ ②裁判権は連邦憲法の制限内で行使できるものとするなどと包括的に規定するものおよび両者の折衷型がある。⁽¹⁶⁾ しかし、たとえ①型の規定方式をとっていても、②型に解釈する州が増加している。⁽¹⁷⁾ たとえば、ニューハンプシャー州、カリフォルニア州、テキサス州は、制定法の規定やその解釈によって、ロング・アーム法による裁判管轄権を合衆国憲法が許容する制限一杯まで及ぶものと解釈している。⁽¹⁹⁾ このため、裁判管轄権を判断するのに、まず州の裁判管轄規則をみるという方法は過去のものとなり、裁判管轄権解釈の比重はますますデュー・プロセス要件の解釈に移ってきているといわれる。⁽²⁰⁾ このことは、連邦最高裁の判例が州の裁判管轄ルールの解釈に決定的な役割を果たしていることを示している。

州の裁判権（対人管轄権）行使の合憲性は、連邦最高裁が発展させた次の二段階の基準で決定される。すなわち、

第一に被告と法廷地との間に「最小限の関連」(minimum contacts)があるか、第二に裁判権行使は合理的か(フェア・プレイと実質的正義に合致するか)である。

2 州の裁判管轄原因——一般管轄と特別管轄

各州で認められている裁判管轄原因は、日本でいう普通裁判籍にあたる一般管轄(general jurisdiction)の基礎と、特別裁判籍にあたる特別管轄(specific jurisdiction)の基礎とに区別される。²¹⁾ ニューヨーク州法を例にとれば、判例法とロングアーム法の組み合わせからなるつぎのような構造をとる。

① 一般管轄の基礎 州内での継続的事業活動(Doing business) (判例法)

② 特別管轄の基礎 (ロング・アーム法)

(1) (ア)州内での取引行為又は(イ)州内で物品サービスを供給する契約

(2) 州内での不法な行為

(3) 州外での不法な行為によって州内で損害が発生している場合において、つぎに掲げるいずれかの事情があるとき。

(ア) (a)継続的に取引をすること、(b)継続的に取引を勧誘すること又は(c)州内での物品使用・消費若しくはサービス供給によって相当の利益を得ていること

(イ) 州内での結果発生についての予見可能性があり、かつ、州際又は国際取引により相当の利益を得ていること

一般管轄の基礎である doing business の考え方は、領域内における被告の所在(presence)という、裁判管轄の

伝統的な基礎の存在を根拠づけるものとして発展してきた。他方、法廷地における「被告の所在」は、州裁判権拡張の契機となった連邦最高裁のインターナショナル・シュール判決（失業保険料支払請求事件）⁽²³⁾によって、「最小限の関連」(“minimum contacts”)という基準に発展することになった。

被告を対人判決に服せしめるためのデュー・プロセスの要件とは、被告が法廷地領域内に所在しないとしても、当該訴訟を維持することが『フェア・プレイと実質的正義の伝統的観念』に反しない程度のものである⁽²⁴⁾。ある最小限の関連(certain minimum contacts)が被告と法廷地の間に存在するということだけなのである。

パーキンス事件判決(配当金請求等事件)が明らかにしたように⁽²⁵⁾、連邦最高裁は、法廷地において組織的で継続的(systematic and continuous)な活動があれば、一般管轄を認める⁽²⁶⁾。他方、法廷地での活動が一般管轄を基礎づけるに至らない場合でも、訴訟原因がその活動から生じているときには、特別管轄が認められる。たとえば、前述②(1)(イ)(州内で物品を供給する契約)と同様の州法の解釈が問題となったバーガー・キング事件(損害賠償・差止め等請求事件)で、最高裁は、被告が自分の活動を法廷地の居住者に「意図的に仕向け」(purposefully directed)しており、訴訟がその活動に「起因しているか関係している」(arise out of or relate to)場合には、特別管轄権の行使はデュー・プロセスに反しないと判示した⁽²⁸⁾。

州の裁判管轄原因である②(1)(イ)は、「契約義務履行地」に類似している。しかし、最高裁の判例レベルでは、被告の活動が法廷地に「意図的に仕向け」られたかどうか、または被告が法廷地で活動する特権を「意図的に利用している」(purposefully avails itself)かどうかの問題とされる。つまり、「契約」の履行に関係した被告の行為に限らず、被告が意図的に法廷地と「最小限の関連」を成立させたかどうか、「事前の交渉経過と意図された結果、契約条項および当事者の実際の取引経過」というファクターの評価によって決定されるのである。

被告の行為が法廷地に意図的に仕向けられたものかどうかという基準は、不法行為や製造物責任事件においても適用される。たとえば、ワールドワイド・フォルクスワーゲン事件（製造物責任訴訟）では、(3)(ア)(c)（州外での不法な行為による州内での損害発生がある場合であって、州内で相当の利益を得ているという事情があるとき）と同様の州法の解釈が問題になった。最高裁は、被告が「法廷地で消費者に購入されることを予期して商品を流通においた場合は」裁判権行使はデュー・プロセス違反とはならないが、消費者が被告の商品を法廷地に持ち込んだ場合は、法廷地との最小限の関連は認めるべきでないと判示した。⁽²⁹⁾ また、前述①型の州法が問題となったアサヒメタル事件（製造物責任訴訟）においては、単に商品を流通に置く行為だけではなく、被告の行為が意図的に法廷地州に仕向けられていることが必要という立場が有力に主張された。⁽³⁰⁾

州裁判管轄ルールの大枠を図式的に整理すれば、まず①法廷地における被告の「所在」から発展した継続的事業活動（doing business）を基礎とする一般管轄と、つきに②法廷地に関係した被告の行為（act）または行為の集合を基礎とする特別管轄からなるといえる。

四 州の裁判管轄と合衆国の裁判管轄

前述三のような枠組みで整理される州の裁判管轄ルールは、州と州または州と外国の関係で問題となる。これに対して、合衆国と外国との関係における裁判管轄については、どのようなルールが採用されているのだろうか。

合衆国の対外的な裁判管轄権は、連邦裁判所が合衆国の裁判所として裁判権を行使する場合に問題となる。州籍相違事件においてその所在州の法を適用すべき場合に対して、連邦裁判所が合衆国の裁判所として裁判権を行使する場合には、一般的には合衆国憲法修正五条のデュー・プロセス条項による制限を受ける。⁽³¹⁾ しかし、後者の場合の

ような連邦問題事件や海事事件（州籍相違事件ではない場合³²）であっても、連邦裁判所は、連邦制定法に特段の定めがない場合には、連邦地裁の所在する州法による送達を認める（連邦民事手続規則四条(e)(1)）。

連邦の裁判管轄を直接論じた最高裁判例は少ない。州の裁判管轄に関する最高裁判例は、ほとんどが州裁判所の裁判権行使の合憲性が争われた事件である。キートン事件（名誉毀損損害賠償請求事件）は州籍相違事件として連邦裁判所に提訴されたものである。裁判管轄の基礎となったのは、その連邦裁判所が所在する州（ニューハンプシャー）のロング・アーム法であった。そのようななかで、合衆国自体の裁判管轄と州の裁判管轄との関係を論じた数少ない例として、オムニキャピタル事件がある³³。

オムニ事件では、ロンドン金属取引所の先物取引に関して、第三者被告である英国のブローカーらによる連邦商品取引所法（Commodities Exchange Act）違反が問題となり、米国の投資家がニューヨークの投資会社を訴え、第三者被告らが引き込まれた。最高裁によれば、連邦裁判所の送達は連邦制定法に定めがない限り、その所在州の外に及ばないところ、上記の連邦法には私人による訴えに関しての送達規定を欠いているので、ルイジアナ州のロング・アーム法を利用して送達すべきである³⁴。しかし、ルイジアナ州のロング・アーム法は合衆国憲法修正第五条に比べてより制限的であるから、被告と法廷地との間には充分な関連がなく、結局被告に対して訴状が送達できないので、裁判管轄権もないと結論した。オムニ判決を受けて、一九九三年、連邦民事手続規則四条に新たなルールが設けられた。

一九九三年に追加された同規則四条(k)(1)(D)は、召喚状の送達について連邦の制定法が定めている場合には、被告に対する対人管轄を定めるものであると規定している。この場合には、連邦裁判所の召喚状の送達は、所在州の外に及ぶことを注意的に規定したものである³⁵。

連邦民事手続規則第四条(k)(2)は、オムニ事件判決に対する直接の回答である。同条(k)(2)によれば、対人管轄権の行使が合衆国の憲法及び法律に合致する場合には、連邦法を理由とする請求に関して、召喚状を送達することによって、いずれの州の裁判権にも服さない被告に対して、対人管轄を及ぼすことができる⁽³⁶⁾。同条(k)(2)は、「被告がいずれの州の裁判権にも服さないとき」という要件は科されているものの、連邦裁判所が州の裁判管轄ルールに頼らず、独自に合衆国の裁判権を行使することができる場合があることを認めたのである。したがって、オムニ事件のような場合は、ルイジアナ州の裁判権は被告に及ぼさず、「被告がいずれの州の裁判権にも服さないとき」という消極的要件を充足するから、連邦裁判所は被告に対する召喚状の全国的送達によって連邦の裁判権を及ぼすことができる⁽³⁷⁾。

それでは、州籍相違事件以外の事件における連邦裁判所が、合衆国憲法修正第五条のもとで適用すべき裁判管轄理論は、修正第一四条のもとでの州裁判管轄理論とは異なるのだろうか。第一に、召喚状が州外に送達される場合には、被告と連邦裁判所所在州との関連(ミニマム・コンタクト)ではなく、被告と合衆国全体との関連(ナショナル・コンタクト)が問題となる⁽³⁸⁾。

州裁判管轄の合憲性を判断する二段階テストは、第一段階が最小限の関連の存否に関わるものであり、第二段階が合理性またはフェアネスのテストであった。ナショナル・コンタクト理論を採用する裁判例の中でも、第一段階の被告と合衆国との関連さえあれば修正第五条のデュー・プロセスは満足されるという立場と、第二段階の合理性またはフェアネス・テストも必要だという立場が対立している⁽³⁹⁾。

一段階説(純粹のナショナル・コンタクト理論)は、証券関係法や反トラスト法など連邦の公共政策遂行が強く求められる分野で、事件に合衆国法の適用があるのに裁判管轄が認められないという事態を回避するメリットがあ

る。つまり、連邦と州との関係では連邦裁判所に「事項管轄」があり、また対外的な関係では、合衆国に規律管轄権または立法管轄権がある場合に、⁽⁴⁰⁾裁判を可能にする。⁽⁴¹⁾これに対して、連邦の公共政策を遂行する利益が直接的ではないような場合、たとえば私法上の請求に関する海事事件では、⁽⁴²⁾一段階説を採用するインセンティブは少ないと思われる。いずれにしても、裁判例は、修正第五条のフェアネス・テストを行なう際にも、修正第一四条のミニマム・コンタクト理論で用いられるファクターを中心に検討する傾向があるといわれる。⁽⁴³⁾

日本法との比較の観点からは、次のことが強調されるべきである。すなわち、反トラスト法や証券関係法に関する事件においても、連邦裁判所は裁判管轄について審理しなければならず、その場合の基準は、第一に被告と法廷地（合衆国）との間に最小限の関連があるかということであり、第二にそのような関連を根拠として合衆国の裁判権を行使することが修正五条のデュー・プロセスに照らして相当かどうかである。

五 裁判管轄と訴訟の目的

1 事件の種類を問わない

四で見たように、米国では連邦の反トラスト法訴訟においても、裁判管轄に関する判断を行ない、被告と合衆国との間に最小限の関連を要求する。この点を、日本の最高裁におけるノボ・インダストリー事件と比較してみよう。⁽⁴⁴⁾この事件は、勧告審決手続では被審人とされなかったデンマーク法人N社が、裁判所にその審決の取消を求めたところ、最高裁が、「本件審決によってその権利または法律上の利益の侵害があるとは認められない以上」N社は、「本件審決の取消を訴求する原告適格を有しない」と判示したものである。⁽⁴⁵⁾

本件で取消が求められた勧告審決は、デンマーク法人N社が日本法人と締結した継続的販売契約について、公正

取引委員会が独占禁止法六条一項（現行六条）に違反するとして、勧告に応じた契約の一方当事者である日本法人のみを被審人として、該当する契約条項の削除を命じたものである（独禁法四八条三項⁽⁴⁶⁾（現行四八条四項））。契約の他方当事者であるN社が被審人とされなかったのは、N者が日本に子会社、支店、営業所等の事業活動の拠点を持たないので、それに対しては公正取引委員会が「対人管轄」がないという理由のようである。⁽⁴⁷⁾

「対人管轄権」(personal jurisdiction) という用語は、アメリカ法の影響を強く受けた当時の独禁法実務の考え方を反映するものと思われる。しかし、州の対人管轄権に関して発展させられた最小限の関連の法理は、被告と法廷地との関連が被告を裁判権に服させることが相当といえるほどのものかどうかを決定する機能を有するのであるから、現在では日本の国際裁判管轄と同様の機能を果たすものといえる。⁽⁴⁸⁾ この点は、後述2の「対物管轄権」との比較を通じて、より機能的に比較したい。

これに対して、自国の国家機関は常に自国の「非民事的な」規制法規を適用することになるから、行政的・刑事的な問題領域における国家管轄権の及び得る限界を一般国際法との関係で論ずる際には、とくに立法管轄権と裁判管轄権を分けて論ずる意味はない」という見解がある。本件事件のような場合に手続的管轄権の問題を分けて論ずることは英米の対人管轄の発想であり、わが国にこれを持ち込むのは適当でなく、「すべてを立法管轄権の問題に純化して考えるべき」だという主張である。⁽⁴⁹⁾ この点に関してはさらに詳細な検討を必要とするが、本稿ではつぎの点を指摘するにとどめる。

刑法においても、その場所的適用範囲と裁判権の問題は理論的に区別されており、⁽⁵⁰⁾ 最近の刑事諸条約も、ある行為を犯罪と定めそれに一定の刑罰を科すことができるようにすることと、そのような犯罪についての裁判権の設定とが区別されている。⁽⁵¹⁾ 刑事条約の国内的実施にあつては、条約の定める行為を特別法により犯罪化し、裁判権の設

定義務については刑法の国外犯処罰の規定で対応するという形式が実際にとられることがあっても、法を定立する権限と裁判する権限を理論的に同一視しようとする見解には賛成できない。

2 対人と対物の区別

以上では米国の対人管轄権に関する法理が日本の国際裁判管轄法理と機能的に類似していることを指摘した。しかし、米国には「対物管轄権」(jurisdiction in rem or in rem jurisdiction)という概念がある。つきに、代表的判例を引きながら、米国法における対人管轄権と対物管轄権の関係を明らかにし、日本法における類似概念を探ることにする。

裁判管轄に関する合衆国最高裁の判例は、ほとんどが州外の被告に対する「債権的」請求に関するものである。すなわち、本稿で検討した州の対人管轄権に関する判例である。この観点からも、日本の民事訴訟についての国際裁判管轄事件と比較が可能である。これに対して、連邦最高裁が一九七七年に言い渡したシェイファー判決(株主代表訴訟)は、州内の財産を差し押さえることによって裁判管轄を発生させる州の制定法が問題になった事件であり、いわゆる「準対物訴訟」であった。⁽⁵³⁾

米国では、かつては、対物管轄権、準対物管轄権および対人管轄権のそれぞれについて、異なった基準が用いられてきた。⁽⁵⁴⁾しかし、シェイファー判決は、州裁判所のあらゆる裁判権の主張はインターナショナル・シュー判決の「フェアプレイと実質的正義の基準」で判断すべきことを明らかにした。⁽⁵⁵⁾すなわち、その州における非居住被告に対する裁判管轄を発生させるために、州内所在財産を差し押さえるという準対物管轄のルールは廃止され、このような場合には対人管轄の一般ルールが適用されることになったといえる。

しかし、シェイファー判決は、州内における財産の所在に基づく裁判管轄を否定したわけではない。シェイファ

判決は、本件でインターナショナル・シユール・シユール以降の判例理論を採用することにしても、従来対物訴訟として提起されてきた訴訟には影響がないというのである。⁵⁶⁾

以上からは、対物管轄権については、日本における財産所在地管轄（民事訴訟法五条四号参照）と基本的には同じ発想がとられているといえる。後者も被告（日本に住所等を有さない者または住所等が知れない者）ではなく、被告の財産を中心に考えているからである。さらに、シェイファー判決によって廃止された準対物管轄の考え方は、財産所在地管轄のうち、請求に直接関係のない被告財産の所在を管轄原因とする場合と類似している。⁵⁷⁾ そうだとすれば、後者のような財産所在地管轄は、被告と法廷地の関連の評価なしに認めることはできないということになり、問題状況も類似している。

最後に、伝統的には対物管轄の問題とされた離婚の裁判管轄について見ておこう。

バーンハム判決は、⁵⁸⁾連邦最高裁が州の非居住者である被告（夫）の一時所在を根拠として、「対人管轄権」を認めたものとして、注目を集めている。しかし、本件事案は妻から夫に対して離婚を求める事件であった。

第一に、離婚事件その他の身分事件は伝統的に対物訴訟に区分される。離婚事件については、夫婦の一方の住所地である州が裁判管轄権を有するというルールがある。⁵⁹⁾ しかも、シェイファー判決は、「たとえば、身分に関する裁判を規律する個別的なルールが、フェアネスの基準に反するとはいうつもりはない」と断っている。⁶⁰⁾ これに対して、バーンハム判決では、一時的所在に基づく裁判管轄の場合にも、シェイファー判決が示した一般原則で判断すべきであるというブレナン裁判官の補足意見が有力である。この意見によれば、一時的所在によって最小限の関連は認められるが、これに加えて彼が重視してきたフェアネスや合理性の判断を行うべきことになる。

ブレナン裁判官の論理を貫くとすれば、伝統的に認められてきた夫婦の一方の住所地という裁判管轄原因も、対

人管轄に関する同じミニマム・コンタクト理論で正当化しなければならぬだろう。一時的所在に基づく管轄権は、伝統的に認められてはきたが、過剰管轄との批判の強い管轄原因である。⁽⁶²⁾しかし、夫婦の一方の住所地管轄は、他方がそこに住所もなければ一時的に立ち寄ったこともないような場合を考えると、一時的所在よりも被告に酷になりうる。離婚の裁判管轄に関する日本の最高裁判例も、夫婦の一方の住所地管轄を認めてはいるが、遺棄された場合などに限っている。⁽⁶³⁾離婚の裁判管轄についても、日米の差は大きくないように思われる。

なお、米国における対物管轄に関するもう一つの重要な分野として、相続事件がある。ここでもシェイファー判決の範囲をめぐって議論が続いている。⁽⁶⁴⁾また、相続事件は、通常裁判所による訴訟手続きと遺産管理における「非訟的」手続きとがあり、両者の事項管轄⁽⁶⁵⁾および（国際的）裁判管轄をどう考えるかなど、日本と比較可能な興味深い論点がある。⁽⁶⁶⁾しかし、日本の渉外的相続訴訟事件に関する国際裁判管轄については、公表された判例がほとんどないので、本稿では検討の対象としなかった。

以上のように、対物および対人管轄という英美法独自の概念があるからといって、日本法の国際裁判管轄と機能的な差異があるとはいえないのである。

六 おわりに

最後に、以上のような枠組みを持つ米国の裁判管轄理論は、日本法の立場からどのように評価できるかを簡単に述べておきたい。

日本における通説である管轄配分説は、⁽⁶⁷⁾民訴法の土地管轄の裁判籍を、国際的配慮を加えて柔軟に解釈することに道をひらいた。さらに、最高裁判例によって認められた「特段の事情理論」⁽⁶⁸⁾は、具体的事情に関する総合的判断

によって、裁判管轄の判断が左右されうることを示している。⁶⁹ また、離婚の裁判管轄に関する最高裁平成八年六月二四日判決民集五〇巻七号一四五頁が、「当事者間の公平、裁判の適正・迅速を期するという理念により条理に従って決定する」との一般原則を採用したことにより、⁷⁰ 当事者と法廷地との関連を条理に照らして判断するという枠組みは、条理説へのリップサービスではなく、国際裁判管轄の一般理論となったといえる。

また、次の判例は、日本と事件との関連性が日本の国際裁判管轄の一般的基礎であることを説示している。まず最高裁平成九年一月一日判決（預託金請求事件）民集五一巻一〇号四〇五五頁は、「被告が我が国に住所を有しない場合であっても、我が国と法的関連を有する事件について我が国の国際裁判管轄を肯定すべき場合のあること」を認めた。次に最高裁平成一三年六月八日判決（著作権確認等請求事件・ウルトラマン事件）民集五五巻四号七二七頁は、被告が我が国においてした行為により原告の法益について損害が生じたとの客観的事実関係のような「……事実関係が存在するなら、通常、被告を本案につき応訴させることに合理的な理由があり、国際社会における裁判機能の分配の点からみても、我が国の裁判権の行使を正当するに十分な法的関連があるということが出来る……」と判示した。さらに前掲離婚判決は、被告の住所は国際裁判管轄の決定にとって重要な要素だが、「被告が我が国に住所を有しない場合であっても、原告の住所その他の要素から離婚請求と我が国との関連性が認められ、我が国の管轄を肯定すべき場合」があるとした。⁷¹

このような日本の学説・判例の傾向は、他に特別の定めがない限り、土地管轄規定が国際裁判管轄規則の機能をも果たすとするドイツ的二重機能説とは異なる。⁷² また、前述した日本の民訴法学の有力説である逆推知説とも違う。むしろ、州のロング・アーム法上の管轄原因が存在しても、連邦憲法のデュー・プロセス条項によって州の裁判権行使を制限する米国の仕組みに近いといえる。また、国家法によって定められた裁判権行使の範囲を、特段の事情

の判断を通じた裁判所の「解釈」によって縮減することを認めるのは、管轄法理に米国法におけるフォーラム・ノン・コンヴィニエンスの法理と同様の柔軟性をもたらしめている。もっとも日本の特段の事情理論は、特段の事情が認められれば日本の国際裁判管轄を否定するというかたちをとるが、米国のフォーラム・ノン・コンヴィニエンスの法理は、裁判権行使が適法なことを前提として、これを差し控えるのである。⁷³⁾

以上のような日本における最近の学説・判例の傾向を前提とする限り、⁷⁴⁾日米の管轄法理はかなり類似している。とりわけ、民訴法上の①裁判籍の判断プラス②特段の事情の判断による日本の最高裁判例は、合衆国最高裁の①最小限の関連プラス②合理性(フェアネス)テスト(二段階テスト)ときわめて近い。⁷⁵⁾筆者自身は、日本の裁判管轄法理の解釈に無批判に外国法の理論を持ち込むことには批判的である。しかし、一国の裁判権行使の範囲を、最小限の関連プラス合理性(フェアネス)テストで判断する米国型の枠組みは、国際裁判管轄の問題を訴訟要件や特段の事情のレベルで考えるのか、憲法上の基本権として考えるべきか、⁷⁶⁾日本の裁判管轄規則の一般条項を考える上で重要な示唆を与えてくれるであろう。また、このことは、ノボ・インダストリー事件に見られたように、日本における独禁法事件において日本に住所や営業所を有さない被審人の手続権をどのような制度で保護するにも関係する問題である。

個別の裁判籍に関わる問題については本稿の範囲外であるが、つぎのような論点は日米の比較法的検討に値する。すなわち、三二でみたような、法廷地における継続的事業活動(dong business)や被告の行為という考え方と、日本における被告の営業所所在地(普通裁判籍)について、民訴四条五項、業務関連訴訟について、同五条五号)という考え方をどう調和するか、独禁法や証券取引法上の損害賠償訴訟あるいは特許権などの知的財産権訴訟(特に侵害訴訟)における国際裁判管轄をどう考えるのか。これらの検討は、今後の課題としたい。

- (1) 本稿では、アメリカ合衆国を指すのに、文脈によって、米国や連邦という表現を用いる。
- (2) 米国法においては厳密な意味で「国際裁判管轄」にあたる概念はなく、州の非居住者に対して裁判権 (jurisdiction) が行使できるかどうかが直接問題とされる。しかし、後述するように、州裁判権行使の範囲を制限する州法および連邦法は、日本の国際裁判管轄と同様の機能を果たすので、米国法理に言及するときにも、「裁判管轄」という言葉を用いている。
- (3) 最判平成九年一月一日(預託金請求事件)民集五一巻一〇号四〇五五頁は、特段の事情の判断から日本の国際裁判管轄を否定した最初の最高裁判例である。野村美明「日本法人がドイツに居住する日本人に対して契約上の金銭債務の履行を求める訴訟につき日本の国際裁判管轄が否定された事例」〔本件判批〕私法判例リマックス一八号一九九九上二六〇頁以下参照。また、最判平成一三年六月八日民集五五巻四号七二七頁(著作権確認等請求事件―ウルトラマン事件)は、特段の事情ありとして管轄を否定した原審判決を、特段の事情なしとして、破棄した。松岡博「著作権存在確認等請求事件の国際裁判管轄」〔本件判批〕ジュリスト一二二四号平成一三年度重要判例解説三二五頁以下(二〇〇二年)、長田真里「国際取引紛争の解決手続」渡邊惺之・野村美明編『論点解説 国際取引法』法律文化社、二四二頁以下(二〇〇二年)参照。
- (4) 筆者の最初の試みは、野村美明「アメリカにおける州裁判管轄権理論の最近の動向——最高裁判決を中心にして——」〔阪大法学一二二号二五頁以下(一九八二年)〕である。松岡博大阪大学名誉教授には、このテーマの選択から判例の検討まで、多大なご指導をいただいた。松岡先生の退官記念号に掲載される本稿は、米国裁判管轄に関する筆者の一連の研究のひとつの区切りとなる。先生の学恩に感謝の意を表したい。
- (5) もちろん、論述の目的および性質に相応する単純化を否定する趣旨ではない。単純化が、分析と比較の不十分さを隠す傾向があることを懸念するのである。
- (6) 野村美明「アメリカにおける国際事件の裁判管轄権問題(一)〜(四・完)」〔阪大法学一二六号九一頁以下(一九八三年)、一二七号六七頁以下(一九八三年)、一三一号五五頁以下(一九八四年)、一三二号六五頁以下(一九八四年)〕のうち、阪大法学第一三二号八八頁参照。
- (7) 国際的な事件において、被告と法廷地州との関連が認められないような場合でも、被告が合衆国全体との関連を有

すると認められるときは、州裁判管轄を認めるというアプローチである。野村前掲注(6) 阪大法学第一三二号七五頁(三)参照。

(8) RESTATEMENT (THIRD) OF THE FOREIGN RELATIONS LAW OF THE UNITED STATES (1987). このリステイトメントは、国家管轄権の一面面としての規律管轄権、裁判管轄権および執行管轄権に関するルールを記述している。「第四部 管轄権及び判決」の翻訳が、アメリカ対外関係法リステイトメント研究会(訳)「アメリカ対外関係法リステイトメント(1)」(16)「国際法外交雑誌八八巻五号六九頁以下(一九八九年) から九一卷二号三六頁以下(一九九二年) までに連載されている。

(9) 兼子一『民事訴訟法体系』六六頁(一九五四年)

(10) 裁判権に関する「二元論」は、この区別を次のように説明する。民事裁判権には、第一に外在的・一般国際法的制約として主権免除や外交免除の問題があり、第二に内在的・国際民事訴訟法的制約として国際裁判管轄の問題があるというという。二元論の代表的な見解は、石黒一憲『講座民事訴訟法②』二七頁以下(昭和五九年)、『現代国際私法』二五八頁以下(一九八六年)、道垣内正人『注釈民事訴訟法①』八六頁以下、八七頁(一九九一年)に見られる。

(11) 最判平成九年十一月一日(ドイツ居住日本人に対する預託金請求事件) 民集五一巻一〇号四〇五五頁。

(12) 本稿三は、野村美明「米国の裁判管轄ルールからみたハーグ管轄判決条約案」『国際私法学会第一〇五回大会報告要旨集』六頁以下、六〇八頁(二〇〇一年)に依拠している。

(13) 連邦法が問題となる事件で制定法に裁判管轄ルールが定められている場合や、いずれの州の裁判管轄にも服さない場合などには、連邦憲法修正五条によって連邦の裁判管轄ルールが適用される。たとえば、連邦民事手続規則「FEDERAL

RULES OF CIVIL PROCEDURE 4k 参照。

(14) ニューヨーク州民事手続法及び規則「N. Y. C. P. L. R. § 302.

(15) アイオワ州裁判所規則「IOWA Ct. R. 56.2. なお、カリフォルニア州民事手続法典「CAL. CODE CIV. PRAC. § 410.10 は州憲法の制限にも言及する。

(16) イリノイ州制定法集「IL. COMP. STAT. § 735 ILCS 5/2-209.

(17) テキサス州民事手続及び救済法典「TEX. CIV. PRAC. & REM. CODE § 17.043 .

- (18) 野村美明「アメリカの州裁判管轄理論の構造と動向」*阪大法学*第四九卷第三・四号三七七頁以下(一九九九年)参照。
- (19) ニューヨーク州は、数少ない例外である。「ニューヨーク州のロング・アーム法は、裁判権を憲法の許容する範囲まで拡張している。」Lewisohn, Lerner, Berger & Langsam v. Medical Taping Systems, Inc., 10 F. Supp. 2d 334 (1998).
- (20) See 4A WRIGHT & MILLER, FEDERAL PRACTICE AND PROCEDURE § 1069, p. 22 (3d ed. 2002).
- (21) 一般管轄と特別管轄の区別は、マンメーレンおよびトナウトマンの共著による著名な論文において提唱された。Arthur T. von Mehren & Donald T. Trautman, *Jurisdiction to Adjudicate: Suggested Analysis*, 79 HARV. L. REV. 1121, 1135 (1966)。その後、連邦最高裁もこの区別を採用した。野村前掲注(18)三八六頁参照。
- (22) ニューヨーク州民事手続法及び規則「N. Y. C. P. L. R. § 301-302.
- (23) International Shoe Co., v. State of Washington, 326 U. S. 310, 316 (1945) (Stone, J.). 野村前掲注(6)阪大法学二二六号一九頁参照。
- (24) 326 U. S. 310, 316, 66 S. Ct. 158 (1945). 野村前掲注(4)阪大法学二二三号二九〇頁「1」参照。インターナショナル・シュー判決では、この引用に続けて、後に「合理性テスト」と呼ばれるようになった原則が述べられている。「テュー・プロセスの要請は、そこで提起された特定の訴訟に応ずるよう法人に求めることが、連邦制との関連において、合理的(reasonable)だとされるような関連をその法人が法廷州に対して有しておれば満足される。」
- (25) Perkins v. Benguet Consolidated Mining Co., 342 U. S. 437 (1952) (Burton, J.). 野村前掲注(6)阪大法学二二六号一〇〇〜一〇一頁参照。
- (26) 他は、activities, business, contacts とらう言葉が用いられることが多い。
- (27) 被告はフィリピン法を設立準拠法とし、同地で鉱山探掘等を業とする会社であった。
- (28) Burger King Corporation v. Rudzewicz, 471 U. S. 462, 472 (1985) (Brennan, J.). 野村前掲注(18)三八九頁以下参照。
- (29) World-Wide Volkswagen Corp. v. Woodson, 444 U. S. 286, 297-298 (1980) (White, J.). 野村前掲注(9)阪大法学二二六号二一六〜二二四頁参照。
- (30) Asahi Metal Industry Co., Ltd., v. Superior Court of California, Solano County, 480 U. S. 102, 111 (1987) (O'Connor, J.).

野村前掲注(18)三九三〜三九八頁参照。

(31) 川又良也「米國連邦裁判所の外国会社に対する管轄権について——連邦問題による場合——」河本・川又・森本編『商事法の解釈と展望』(上柳遷曆記念)六〇〇頁以下(一九八四年)参照。

(32) *Nondiversity cases* と呼ばれる。

(33) *Omni Capital International v. Rudolf Wolff & Co., Ltd.*, 484 U. S. 97, 108 S. Ct. 404 (1987).

(34) かつてある控訴裁判所は次のように述べていた。「考えてみれば *nondiversity* ケースを扱う連邦裁判所が修正第一四条で州へ課せられる制限に服するというのもおかしい話である。しかし州法を利用して送達するのに、州法が連邦憲法上認められないとする方法で送達するのでもまたおかしい。」*DeJames v. Magnificence Carriers, Inc.*, 654 F. 2d 280 (3d Cir.), *certiorari denied*, 102 S. Ct. 642 (1981).

(35) *FEDERAL RULES OF CIVIL PROCEDURE 1999-2000 EDUCATIONAL EDITION, Advisory Committee Notes 1993 Amendments, subdivision (k)* (1999).

(36) 連邦民事手続規則四条(k)②は、*4 Wright & Miller, FEDERAL PRACTICE AND PROCEDURE* § 1068.1 p. 616-620 (3d ed. 2002) 参照。

(37) 前掲注(36)参照。

(38) 野村前掲注(6)阪大法字一三二号七五頁以下参照。

(39) *4 Wright & Miller* 前掲注(36)参照。主権免除法に関する *Texas Trading v. Federal Republic of Nigeria*, 647 F. 2d 300 (2d Cir., 1981) 第一段階説をよむ。野村前掲注(6)阪大法字第一三二号九二頁以下)。最近では、*Republic of Panama v. BCCI Holdings (Luxembourg), S.A.*, 119 F. 3d 935 (11th Cir., 1997) は二段階説を採用しているが、結果として RICO 法(事業への犯罪組織等の浸透の取締りに関する法律)に基づく請求について、連邦の裁判管轄を認めた。

(40) 事項管轄と規律管轄の意義および区別については、合衆国対外関係法リステイトメント前掲注(8)、国際法外交雑誌八八巻五号七三頁以下訳注および七六頁以下四〇一条注釈を参照。なお、州際事件における州の立法管轄については、最高裁のハーグ判決に関して野村前掲注(6)阪大法字第二二七号六八頁以下で取り上げている。

(41) 議会が制定した法律に基づく権限である。連邦議会の権限に関する合衆国憲法第一条第八節、いわゆる対外的、州

際的「通商条項」参照。

- (42) DeJames v. Magnificence Carriers, Inc., 654 F. 2d 280 (3d Cir.), certiorari denied, 102 S. Ct. 642 (1981). 阪大法学第一三一号一〇四頁以下参照。
- (43) 4 WRIGHT & MILLER 前掲注(29) § 1068.1 p. 611 参照。
- (44) この事件のそもその原因である、対外的訴状送達規定の不備は、二〇〇一年になってやっと是正されることになった。
- (45) 最判昭和五〇年一月二八日民集二九卷一〇一五九二頁。
- (46) 公正取引委員会昭和四五年一月二日勧告審決・審決集(16)一三四頁参照。
- (47) 根岸哲「判批」民商法雜誌七四卷六号一〇〇二頁以下、一〇〇四頁(一九七六年)、菊地元一「独禁法第六条と天野製菓事件」公正取引二三三号一四頁以下、一五頁(一九七〇年)参照。
- (48) 野村前掲注(6)阪大法学第一二六号九五頁の二および阪大法学第一三三二号八六頁参照。
- (49) 石黒一憲『現代国際私法』一九〇頁および注(6)(一九八六年)参照。
- (50) 団藤重光『刑法綱要総論(第三版)』八七頁注(2)(一九九〇年)参照。
- (51) たとえば、人質をとる行為に関する国際条約一条、二条および五条、麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約二条および四条参照。一般的に、山本草一『国際刑事法』三四七頁以下(一九九一年)参照。
- (52) 団藤前掲注(50)九〇頁参照。
- (53) Shaffer v. Heitner, 433 U.S.186, 97 S. Ct. 2569 (1977).
- (54) 野村前掲注(4)二五頁以下、二八頁、三八〜四〇頁。
- (55) Shaffer v. Heitner, 433 U.S.186, 212, 97 S. Ct.2584(1977).
- (56) Shaffer, 433 U.S. 186, 208. 身分についての個別的な裁判管轄ルールがフェアネスの基準に反するというわけでもなくある。See id. at n. 30.
- (57) 木村照一・松岡博・渡邊惺之『国際私法概論[第3版補訂版]』二五四〜二五六頁「渡邊惺之」(二〇〇一年)参照。
- (58) Burnham v. Superior Court of California, 58 495 U.S. 604, 110 S. Ct. 2105 (1990). この判決については「最近の判

例」[1993]アメリカ法一三二頁「原強」参照。

(59) Williams v. North Carolina, 317 U. S. 287, 63 S. Ct. 207 (1942). RESTATEMENT (SECOND) OF CONFLICT OF LAWS § 71 (1971).「抵触法リステイトメント」民商七四卷一号一六〇頁「田村精一・松岡博」(一九七六年)参照。

(60) 433 U. S. 186, 208 n. 30, 97 S. Ct. 2569, 2582, n. 30 (1977).

(61) 495 U. S. 639, 110 S. Ct. 2105, 2125.

(62) 野村前掲注(18)三九八〜三九九頁参照。

(63) 最判昭和三十九年三月二五日民集一八卷三三四八六頁。

(64) たとえば、アイオワ州最高裁の Michael Percival, Patricia Shors, Mary Brennan, Jeani Prior And Peter Percival v. Bankers Trust Company And Lydia Ann Percival, 450 N. W. 2d 860 (1990) 参照。

(65) 後者の手続きにおいて、遺産管理裁判所(検認裁判所ともいう)(probate court)が遺産管理の前提問題「たとえば相続財産にある財産権が帰属するかについて第三者との関係で決定できるかどうかなど、日本と類似の問題状況がある。たとえば、バーモント州最高裁の In re Estate of Charles A. Piche, 166 Vt. 479; 697 A. 2d 674 (1997) 参照。

(66) 遺産分割に関する国際裁判管轄および国際私法規則の日米比較については、野村美明「外国にある日本人の遺産の処理——外国の銀行預金」判タ二〇〇〇号四二八頁以下(二〇〇二年)参照。

(67) 木棚・松岡・渡邊前掲注(57)二四七頁「渡邊愼之」参照。

(68) 前掲注(11)本文参照。

(69) 最判平成九年一月一日民集五一卷一〇号四〇五五頁(管轄否定)および最判平成一三年六月八日(著作権確認等事件)(特段の事情ありとして管轄を否定した原審判決を、特段の事情なしとして、破棄)参照。

(70) 最判平成八年六月二四日民集五〇巻七号一四五一頁参照。

(71) もっとも、前記二つの財産法関係事件においては、民訴法の土地管轄規定が定める裁判籍が日本との関連を示すという「逆推知説」的方法論を前提としている。

(72) 藤田泰弘『日／米 国際訴訟の実務と論点——訴状の送達から判決の執行まで』一三〜三九頁(一九九八年)は日本においても二重機能説をとるべきことを主張する。

- (73) 野村前掲注(6) 阪大法学二二七号六七頁以下、一〇〇頁以下参照。最近の動きについては、黄勳霆「フォーラム・ノン・コンヴェニエンス法理の国際的なルール化——アメリカ判例の研究を手掛かりに——」 阪大法学五二巻一号一四九頁以下(二〇〇二年) 参照。
- (74) 野村美明「法人その他の社団・財団の管轄権」高桑昭・道垣内正人編『国際民事訴訟法(財産法関係)』(青林書院、新・裁判実務体系)五九頁以下(二〇〇二年) 参照。
- (75) 日本の最高裁判例は、裁判籍の存否と特段の事情の判断の二段階テストのうち、特段の事情の判断のみによって国際裁判管轄を否定することを認める。問題は訴訟要件であるから、いずれを先に判断しても差し支えないと考えるのであろう。この点に関する批判については、野村美明「日本法人がドイツに居住する日本人に対して契約上の金銭債務の履行を求める訴訟につき日本の国際裁判管轄が否定された事例」私法判例リマックス一九九九年八月一八号一六〇(一六三頁参照)。
- (76) 松井茂記『裁判を受ける権利』一五八―一五九頁(一九九三年)は、国内裁判所の管轄についてであるが、管轄権には手続的デュー・プロセスの観点から限界が認められるべきであると主張する。